



草加八潮監第49号

平成29年 2月 6日

草加八潮消防組合議会議長 鈴木 由 和 様

草加八潮消防組合管理者 田 中 和 明 様

草加八潮消防組合監査委員 中 村 幸 彦

草加八潮消防組合監査委員 浅 井 昌 志

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定例監査については、同条第9項の規定により次のとおり結果に関する報告を決定したので、提出します。

1 監査対象部局

総務課、警防課、草加消防署（管理課、消防第1課及び第2課）

2 監査対象事務

平成28年4月1日から9月30日に執行された財務に関する事務及び組合の運営に係る事務の管理としました。

3 監査期間

平成28年10月7日（金）から平成29年1月30日（月）まで（講評を含む。）

4 監査の実施手続

草加八潮消防組合監査事務処理規程第23条及び第24条の規定に基づき、監査

対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

5 監査の着眼点

別紙「草加市監査委員事務局財務事務監査の着眼点」を準用するものとししました。

6 監査結果

(1) 総務課

総務課には、職員の人事管理、会計、企画財政の事務を掌理するため、人事経理係と企画財政係の2係が置かれています。

平成28年度の職員体制については、組合職員数の6.1%、20人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成28年4月1日現在）

所属	人数	割合
総務課	20人	6.1%
その他の所属	308人	93.9%

総務課は、消防組合、消防局の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、職員の人事、給与及び厚生管理並びに職員研修の実施をはじめ、収支の審査や決算の調製などの会計事務、消防行政の企画立案や組合の財政に関することなど、その業務は多岐にわたっています。

(2) 警防課

警防課には、課内の事務を処理するため、警防救助係と救急係の2係が置かれています。

平成28年度の職員体制については、組合職員数の2.4%、8人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成28年4月1日現在）

所属	人数	割合
警防課	8人	2.4%
その他の所属	320人	97.6%

警防課は、救急救命士の養成・教育や消防車両の整備などを通して、市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、警防救助係は消防車両を初め、消防活動に必要な資機材の更新配備や消防水利の維持管理、緊急消防援助隊の編成などを担い、救急係は救急救命士の養成・教育訓練や管内公共施設などへのAED普及促進の業務を担っています。

(3) 草加消防署管理課

草加消防署管理課は、草加市内の消防署、分署の総合調整等を行うため、管理係の1係が置かれています。

平成28年度の職員体制については、組合職員数の1.5%、5人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成28年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署 管理課	5人	1.5%
その他の所属	323人	98.5%

草加消防署管理課は、消防、救急活動を行う現場活動とは一線を画す立場から、消防署の運営が適正に行われることに寄与する組織であると捉えています。具体的には、災害活動拠点となる庁舎の整備や維持管理をはじめ、消防団に関する事務など、消防活動を支えるための業務を実施しています。

(4) 草加消防署消防第1課及び第2課

草加消防署消防第1課及び第2課には、それぞれ指導係、消防第1係及び第2係、救急第1係、第2係及び第3係の6係が置かれています。

平成28年度の職員体制については、組合職員数の18.3%、60人の職員が配属されているところです。

○職員数の割合（平成28年4月1日現在）

所属	人数	割合
草加消防署 消防第1課及び第2課	60人	18.3%
その他の所属	268人	81.7%

草加消防署消防第1課及び第2課は、消防及び救助・救急活動を所管し、火災や地震等の災害から市民の生命や財産を守ることに寄与する組織であると捉えています。

具体的には、消火及び救助・救急の活動など主に災害現場における活動や消防訓練、救急訓練の指導を通して、市民に危機管理意識の向上を図る業務を担っています。

平成28年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められましたので、指摘事項はございません。

7 将来に向けた意見

(1) 総務課

消防行政を適正に運営していくことは、現場部門において災害対応力を維持、強化していく上で非常に重要なものです。近年頻発する局地的な自然災害の発生や大規模な火災など、災害の態様は変化しており、消防に対する市民の期待は益々高まり、その責務は非常に大きいものとなっています。このため、総務課が執行する消防組合運営の基礎となる事務についても、非常に高い適正性、妥当性が求められています。

今回の監査においては、対象となった財務に関する事務のほとんどが概ね適正に執行される中、一部仕様書において、内容に一部適当でないと考えられるものが見受けられました。

総務課は、財務執行や会計処理についても管理し、組合内の事務を指導する立場です。今回の監査結果を踏まえて、適切に事務を処理し、その上で他の課に対し、きめの細かい指導を行ってください。

現場活動と一線を画す中での業務ですが、その成果は、将来の消防力につながるものです。今後、ベテラン職員の退職が懸念されますが、組織体制の低下を招かないよう採用計画や研修計画の策定に取り組むとともに、老朽化した庁舎の整備についても早急に検討を行い、対処されるよう切に期待します。

(2) 警防課

消防の最大の目的は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することであり、この目的を果たすためには、高度な専門知識や技術を持つ職員の育成と高性能な資機材の確保が必要となります。

警防課では、現場職員が迅速かつ的確な活動ができるよう、救急救命士の教育事業や消防車両の更新整備を担っており、現場活動の一翼を担う役割を果たしています。このような側面からの支えによって、消防局全体として災害対応力が高まっており、市民に対し安全・安心を届けることが可能となっています。

今回の監査においては、対象となった財務に関する事務のほとんどが概ね適正に執行されていましたが、一部の事務で適当でないと考えられるものが見受けられました。

災害対応においては、市民の信頼は得られていますので、事務処理においても、より適正に行うことで、更に市民の信頼を得られるようにしてください。

警防課は、警防計画や車両更新計画をはじめ、消防力の維持向上に必要な大きな指針の策定も業務として担っています。消防を取り巻く環境は、10年前と比較すると大きく変化しています。将来を見据えた上で、消防体制がどうあるべきかを検討していただき、より一層、災害対応力の強化に努められるよう期待します。

(3) 草加消防署管理課

草加消防署管理課は、消防署庁舎の維持管理や消防団に関する事務を処理しており、災害対応を担う職員、消防団員を事務分野において支える役割を担っています。

今回の監査においては、対象となった財務に関する事務について、適正に執行されていました。

所掌事務の対象である消防団については、大規模災害時の人員動員力が期待されますが、現状では、定数と実員数にかい離が生じています。引き続き消防団員の確保が課題となっており、管理課が果たすべき役割は大きいものと考えます。

また、消防庁舎については、災害時の活動拠点としては勿論のこと、現場部門の職員が昼夜を問わず使用し続ける生活拠点としての側面も有しています。しかしながら、築49年が経過する草加消防署庁舎は老朽化が進んでいます。極めて大規模な地震に直面した場合、その機能を維持できるのか憂慮いたしますので、施設の在り方を早急に検討されるよう願います。

管理課が処理する事務は、現場活動とは一線を画していますが、地域の安心と安全を確保するため、現場部門、消防団の円滑な活動を支えており、その意義は大きいものといえます。

今後とも強い使命感と誇りをもって業務に取り組み、市民の厚い信頼に応えられるよう期待します。

(4) 草加消防署消防第1課及び消防第2課

草加消防署消防第1課及び第2課は、消防の最大の使命である市民の生命、身体及び財産を保護するため、常に災害現場の最前線という過酷な状況で活動を行っています。

消防局においては、他の消防本部と比べて訓練施設が限られていることや狭い道路が多いなど厳しい状況の中で、創意工夫しながら訓練を実施し、迅速かつ的確な警防・救助・救急活動へとつなげています。このような大変な努力によって実績が積み、市民へ安全・安心を届けることにより、信頼を得て消防の最大の目的が達成されています。

今回の監査においては、対象となった財務に関する事務のほとんどが概ね適正

に執行されていましたが、一部の事務で適当でないと考えられるものが見受けられました。

災害現場での活動や訓練の傍ら、事務もこなさなければならないことは困難を有するものであると思慮されますが、消防局や管理課の職員などと連携し、より適正な事務を行うことにより、更なる市民の信頼を得られるよう期待します。